

2021年9月22日

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代表者名 執行役社長 坂井 辰史
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
コード番号 8411（東証第一部）

会 社 名 株式会社みずほ銀行
代表者名 取締役頭取 藤原 弘治
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

当面のシステム更改及び更新等に関わる行政処分について

本日、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「当社」）および株式会社みずほ銀行（以下「BK」）は、BKにおける当面のシステム更改及び更新等の計画の再検証及び見直し等に関して、銀行法第52条の33第1項および同法第26条第1項に基づき、金融庁より下記の業務改善命令（以下「本件命令」）を受けました。

当社およびBKは、一連のシステム障害を踏まえ、システム更改や更新等は個別に必要性等を検討のうえ、万一障害が発生した場合のお客さまならびに決済業務への影響および対策等も検証したうえで、慎重に実施してきております。

今回、当社およびBKは、本件命令を重く受け止め、当面のシステム更改や更新等の必要性等を改めて検証するとともに、必要な見直しを行ったうえで、適切な管理態勢を確保します。そのうえで、システムの安定稼働を最優先に、安全・着実なシステム更改や更新等に万全を期すべく、引き続き、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

本年2月28日以降に発生したシステム障害で、お客さまをはじめ、関係の皆さま方にご迷惑・ご心配をおかけしておりますことを、改めて、心からお詫び申しあげます。

現在、8月20日以降に新たに発生した、機器故障に起因するシステム障害について、詳細な原因究明ならびに改善対応を進めております。また、お客さまに安心して〈みずほ〉をご利用いただけるよう、6月15日に公表した再発防止策全体についても、8月20日以降に発生した事象を踏まえ、さらに追加すべき観点も含め取り組みを強化してまいります。

記

○ 業務改善命令の内容

【当社】（銀行法第52条の33第1項）

- (1) 子会社であるBKによる当面のシステム更改及び更新等の計画に係る再検証及び見直しの結果並びに適切な管理態勢の確保のための計画を検証すること。
- (2) 上記(1)の検証結果について、2021年10月29日（金）までに提出すること。

【BK】（銀行法第26条第1項）

- (1) 当面のシステム更改及び更新等の計画の再検証及び見直し等
 - ① 当面のシステム更改及び更新等（お客さま影響を生ずる機器の更改及び更新並びに保守作業を含む）の計画について、これまでのシステム障害、システム更改及び更新等を行う必要性及び緊急性並びに銀行業務に及ぼすリスクを踏まえた、再検証及び見直しを行うこと。
 - ② 上記①により再検証及び見直しを行った上で実行すべきシステム更改及び更新等がある場合には、当該システム更改及び更新等に係る適切な管理態勢（障害発生時のお客さま対応に係る態勢を含む）を確保すること。
- (2) 当面のシステム更改及び更新等の計画について、上記(1)①に基づく再検証及び見直しの結果並びに上記(1)②に基づく適切な管理態勢の確保のための計画を2021年10月29日（金）まで（2021年10月末までの計画は、2021年10月6日（水）まで）に提出し、速やかに実行すること。なお、当該計画の変更又は追加等を行った場合には、速やかに追加報告を行うこと。

以上